

町立病院からのお知らせ

☆今月の外科医師／崎浜 秀康 医師
(専門分野:一般外科、消化管)

標茶町立病院 電話 485-2135

URL <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/hospital/>

☆10月の小児科診療受付時間／

☆お願い／
町立病院の医師を確保するためにも、緊急に診断・治療が必要な方を除き、できるだけ通常時間帯の受診をお願いします。



	一般診療			予防接種 (事前に予約してください)		
	午前	午後		13:00~ 13:30	13:30~ 14:00	14:00~ 15:45
	8:45~11:00	13:45~14:20	13:00~14:20			
3日(月)	●	●		◆		
11日(火)	●	●		◆		
17日(月)	●	休診		◆		◇
18日(火)	●		●	休診		
24日(月)	●	休診		◆		◇
25日(火)	●	休診		休診		
31日(月)	●	休診		◆	◇	

※10月19日(水)は、防災訓練のため午後から休診します。

【予防接種の受付について】

- ◆…麻しん、風しん、混合ワクチン、BCG、水痘、おたふくかぜ、ビブワクチン、小児用肺炎球菌
- ◇…インフルエンザのみ (予約時の受付時間を厳守してください)

飲んで美味しい牛乳を
さらに美味しく食べてもらいたい!

牛乳を食べよう!



J-milk ホームページより提供

今月のレシピ とろとろミルク豚煮込みごはん

作 り 方

- ①豚バラ肉を沸騰した湯に入れ、約30~40分ゆでて、4等分に切る。
- ②Aと①の豚肉を鍋に入れて約2時間弱火で柔らかくなるまで煮る (途中、煮汁が無くなってきたら水を足す)。
- ③豚肉が柔らかくなったら牛乳、生クリームを入れて煮汁にとろみがつく位まで煮詰める。
- ④ご飯、ゆでてほぐしたとうもろこし、しょうゆ、バターをよく混ぜる。器に盛り、上に③の豚肉をのせ、煮汁を少しかける。クレソンを添える。

材 料

■2人分

豚バラ肉(塊) …… 500g	しょうゆ …… 大さじ1/2
ご飯 …… 300g	バター …… 大さじ1/2
とうもろこし …… 1/2本	A [水 …… 1ℓ しょうゆ …… 50ml 砂糖 …… 50g
クレソン …… 2本	
牛乳 …… 200ml	
生クリーム …… 100ml	

ポイント

2時間煮込んでいる間に煮汁が無くなってきたら、水を足してください。
豚肉は火を通すと縮むので、塊をゆでてから切ると形がきれいにそろいます。

10月から子ども手当の 制度が変わります



■支給月額

- | | |
|---------------------|---------|
| ・0～3歳未満（一律） | 15,000円 |
| ・3歳～小学校修了前（第1子・第2子） | 10,000円 |
| ・3歳～小学校修了前（第3子以降） | 15,000円 |
| ・中学生（一律） | 10,000円 |

■支払時期

平成24年2月に平成23年10、11、12月、平成24年1月分が支給され、平成24年6月には平成24年2、3月分が支給されます。

■新たな支給要件など

- ・子どもに対しても国内居住要件が設けられます。（留学中の場合などを除く）
- ・児童養護施設などに入所している子どもは、施設の設置者などに手当が支給されます。
- ・未成年後見人や父母指定者（父母などが国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当が支給されます。（父母などが国外居住の場合でも支給可能）
- ・監護・生計同一要件を満たす方が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方に手当が支給されます。（離婚協議中で別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給）

■手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当するすべての方が、下記窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要です。

手続きが必要な方へは、10月中旬ごろに関係書類を発送する予定です。（関係書類が届かない方は下記まで連絡してください）

なお、認定請求書の提出期限については、猶予期間が設けられています。

①平成23年10月1日現在、支給要件に該当している方

平成24年3月31日までに認定請求を行うと、平成23年10月分から手当を受給できます。

②平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当する方

平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当する日の翌月分から受給できます。

※1 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

※2 平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないよう注意してください。